

**定めようとする命令などの題名**

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部を改正する規程

**根拠法令条項**

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条、第93条、第101条

**行政手続法に基づく手続か**

行政手続法に基づく手続（第39条第4項該当による結果の公示等）である

**問合せ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

電話番号：03-5114-2101（直通）

**結果の公示日**

2025年5月30日

**命令等の公布日**

2025年5月30日

**行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない  
で命令等を定めた場合にはその旨及びその理由**

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理その他軽微な変更であり、行政手続法第39条第4項第8号に基づく行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第2項第1号及び第2号に該当することから、意見公募手続を行いませんでした。